

日調連発第160号  
平成25年9月2日

## 平成25年度第2回理事会議事録

日本土地家屋調査士会連合会

[岡田副会長からの追加説明]

連合会の日々の会務は、法務省等への迅速な対応、案件対応の所管部署への振分け、文書等の決裁、来客対応など、その日に対応しなければならないことも多い。

平成 24 年度監査報告には、「専門資格を有する常勤役員等の不在が、円滑な事務処理に支障をきたしていると思われる」との指摘がされており、円滑な会務運営を行うために、岡田副会長が週 3 日間、加賀谷副会長が週 2 日間来会し、両副会長の都合がつかないときは、菅原・宮嶋両副会長が代わって来会し、執務する体制をとることとし、常務理事は置かないこととしたい。

[主な意見]

- 副会長が交代で連合会に勤務されるということであるが、旅費の関係等予算の範囲を超えることのないようにしていただきたい。

【審議事項 3】 副会長及び理事の会務分掌について

林会長から、連合会会則施行規則第 10 条及び第 12 条の規定に基づく副会長及び理事の会務分掌について、また、連合会と各ブロック協議会との迅速な情報交換が図れるよう各ブロック協議会の担当副会長について提案説明が行われ、議長が可否を諮ったところ、全会一致をもって承認された。

審議の結果は、資料No.3 のとおり。

各ブロック協議会の担当副会長は次のとおり。

岡 田 副会長	近畿・四国ブロック協議会
加賀谷 副会長	関東・中部ブロック協議会
菅 原 副会長	東北・北海道ブロック協議会
宮 嶋 副会長	中国・九州ブロック協議会

【審議事項 4】 制度対策本部員及び各種委員会委員等の選任について

林会長から、制度対策本部規則に基づく制度対策本部の構成員の選任、各種プロジェクトチーム（PT）等の組成及び構成員の選任並びに東日本大震災復興支援対策に関する規則に基づく大規模災害復興支援対策本部の構成員の選任（制度対策本部員、各種プロジェクトチーム等の組成における存続の是非と新設及び同プロジェクトチーム等の構成員並びに大規模災害復興支援対策本部の構成員については、会長一任（常任理事会で調整）としたい。）について提案説明が行われ、議長が可否を諮ったところ、全会一致をもって承認された。

審議の資料・結果は、資料No.4-1-1、同 4-1-2 及び同 4-2 のとおり。

次に、林会長から、各種委員会規則等に基づき、各種委員会等の組成及び委員等の選任

(各種委員会等の委員等については、会長一任(常任理事会で調整)としたい。)について提案説明が行われ、議長が可否を諮ったところ、全会一致をもって承認された。

審議の資料は、資料No.4-3 及び同 4-4 のとおり。

[主な質疑応答]

Q 会長一任(常任理事会で調整)とのことであるが、今後の具体的な進め方を教えてもらいたい。

A 各部等において本月 25 日までに会議を開催し、所管する委員会・PT等の構成員の候補者について協議の上、提案してもらう(候補者の員数は予算のとおりとするが、適任者であること等の特別な理由により予定員数を越える場合は、取りあえず候補者として提案してもらう。)。来る 8 月 1 日の常任理事会において審議し、承認された候補者については、各ブロック協議会の担当副会長から候補者が所属する土地家屋調査士の会長の会長に打診し、内諾が得られた場合は候補者に打診することとする。

#### 【審議事項 5】 顧問・相談役・参与の委嘱について

林会長から、連合会会則第 74 条第 3 項の規定に基づき、顧問・相談役・参与の委嘱について、資料No.5(添付省略)のとおり提案説明が行われ、議長が可否を諮ったところ、全会一致をもって承認された。

審議の結果は、次のとおり。

<顧問(外部顧問)>

清水規廣(弁護士)、出井直樹(弁護士)、山崎司平(弁護士)、小松英明(税理士)

<学術顧問>

香川保一(元最高裁判事)

清水 湛(元広島高等裁判所長官)

安達栄司(立教大学大学院法務研究科教授)

鎌田 薫(早稲田大学総長)

川口 有一郎(早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授)

七戸克彦(九州大学大学院法学研究院教授)

清水英範(東京大学大学院工学系研究科教授)

土井真一(京都大学大学院法学研究科教授)

波光 巖(元公正取引委員会事務局審判官)

村田博史(京都産業大学法科大学院教授)

安本典夫(名城大学法学部教授)

山野目 章夫(早稲田大学大学院法務研究科教授)

山本和彦(一橋大学大学院法学研究科教授)

- 和田仁孝（早稲田大学大学院法務研究科教授）
- <顧問（内部顧問）>
- 三浦福好（神奈川）、水上要蔵、西本孔昭（愛知）、竹内 八十二（東京）
- <相談役>
- 下川健策（福岡）、横山一夫（神奈川）、大星正嗣（石川）、関根一三（埼玉）、志野忠司（奈良）
- <参与>
- 瀬口潤二（山口）、藤木政和（滋賀）、大場英彦（札幌）、小林昭雄（青森）

**【審議事項6】 専務理事の役員手当について**

加賀谷副会長から、専務理事の役員手当について、日本土地家屋調査士会連合会役員給与規程第1条並びに専務理事及び常務理事の役員手当等の特例第2条に基づき、資料No.6のとおり、役員手当月額と、これに加えて他団体・国会議員等との渉外に係る事務を行う手当月額（賞与等の対象としない）を支給することについて承認を求めたい旨提案説明が行われ、議長が可否を諮ったところ、全会一致をもって承認された。

[主な意見]

これまで支給してきた手当が高い安いというのではなく、その時勢に適った金額を支給していくことが必要である。

**6 各部等による引継ぎ及び本年度事業執行についての打合せ**

各部等に分かれ、前任の部長等からの引継ぎ及び本年度事業計画に基づく執行計画についての協議（監事においては監査方針の検討）を2日にわたって行った後、2日目（7/11）の午前10時25分から議事を再開した。

**7 議 事（第2日）**

[会長指示]

本年6月28日に三重会に境界問題相談センターが設置され、全国50の土地家屋調査士会全てにADRセンターが設置されたことを好機と捉え、「境界紛争ゼロ宣言」を掲げる中で、自分たちが境界の専門家であることを社会にアピールしていきたい。

土地家屋調査士は、地図の最大の利用者であり、供給者でも考えている。法第14条地図作成作業を2,000筆ずつ50会が実施したとしても、年間10万筆、実際、平成24年度は87,000筆しかない。地籍調査事業はその10倍以上の予算があるので、10倍としても100万筆程度になるが、土地家屋調査士が日常行っている分筆登記申請や地積更正登記申請は年間300万筆以上あり、法務省民事第二課や国土交通省地籍整備課との話し合いの

中で、そこにもっと着目してほしいと話をしており、政府や国土交通省土地・建設産業局長にも興味を示していただいている。社会事業部の地図対策室で業務の拡充に努めてほしい。

国土交通省の地籍整備課との話し合いで、民間成果を活用すべく、19条5項による地図作りのマニュアルを地籍整備課と一緒に連合会が作成し、50会に出していく方向となったので、協力をお願いしたい。

2つ目は、日常業務の中で、不動産取引の安心・安全の支障になることを国民の代弁者として問題提起を考えており、議員連盟への政策要望や法務大臣に建議をしていく。

3つ目は、好むか好まないかに関わらず、空間情報社会になる。その中で、我々土地家屋調査士がどのような役割を担っていくのかを検討していく。

4つめは、大規模会と小規模会との間に見受けられる活動の格差是正を図っていききたい。各ブロック協議会や各土地家屋調査士会において、業務研究や制度広報に先進的に取り組んでいる会がある。例えば、土地家屋調査士法第25条第2項の研究、国土調査法第19条第5項の指定や同法第10条第2項への取組み、競売物件への関与、不動産流通経営協会の契約書への関与、大学寄付講座、その他広報活動等々である。このような取組みについて、日調連として、支援、連携、情報等を集約・共有することで大規模会と小規模会の格差改善に務めていきたい。

総務部は、要となる部であり、各部の状況を把握して日々の対応を行ってほしい。なお、理事全員が執行部であるので、担当部でないことを理由に関心を持たないことがないようにしてほしい。

財務部は、旅費規程についていろいろ意見が出されているので、検討を重ねてほしい。特に、遠方手当3,000円の妥当性を検討してほしい。

業務部は、実態調査の実施の準備をしているが、過去の回収率は30%に満たない状態である。今回500万円近くかけて実施するので、回収率を上げるための手立てを講じてほしい。93条調査報告書については、原本提示の省略に向けての兼ね合いで先送りしているが、現時点のものでパイロット的に出してみることも検討してほしい。

研修部は、特別研修に意識が集中しがちだが、どの土地家屋調査士会に所属していても同じレベルの研修を受けられることが重要であり、その体制の構築について検討してほしい。

広報部は、総会でも話題になった受験者数減少の対策や全国の土地家屋調査士会にADRセンターが設置されたのを契機に積極的な広報活動を展開してほしい。

社会事業部は、公嘱の落札価格が予定価格の20~30%と低迷しているので、各地の情報収集に努めてほしい。連合会として公嘱協会に対する考え方を明確にする必要がある。

研究所は、土地家屋調査士の制度と業務についてのシンクタンクであり、その役割を改